

決 定 書

異議申出人

神奈川県足柄上郡松田町

坂田 純

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年9月16日付けで提起された令和7年9月7日執行の松田町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、松田町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第1 本件異議の申出の趣旨

申出人は、本件選挙について、投票手続に重大な違法・不公正があり、選挙の効力に影響を及ぼすとして、選挙無効の決定を求めるものである。

第2 本件異議の申出の理由

申出人が異議申立書（以下「申出書」という。）で主張している本件異議の申出の理由は次のとおりである（申出書の原文のまま記載）。

理由1 スタンプ押印方式の適法性・運営上の問題

（1）「記号を記載する」概念の射程

公職選挙法第46条の2は、投票用紙の記号欄に「○の記号を記載して」投票する方法を定めるところ、押印（スタンプ）を**「記載」に含め得るかについては解釈上の争いがあり得る**。少なくとも、押印方式は自署方式に比し運用上のリスクが高いため、より厳格な手続管理が不可欠である。

（2）具体的リスク

① 投票の秘密（憲法15条4項）：押印の位置・癖等から投票者が特定されるおそれ。

② 有効・無効判断の恣意化：枠外・かすれ等の判定が困難で、**投票の平等（憲法14条）**に影響。

③ 投票の自由の侵害：補助の名目で押印位置を事実上誘導し得る運用リスク。

→以上から、押印方式を用いる場合には、記録化・立会・様式・表示等の一層の厳格管理が要請される。

理由2 候補者名記載順抽選の非公開という透明性欠如

（1）記載順は得票に影響し得る重要事項であり、手続の公開・検証可能性が不可欠である。

（2）本件では非公開で実施され、実施記録・根拠規定・立会状況等が外部から確認できない。これは手続の公正確保に対する信頼を損なうもので、少なくとも厳格な事後検証が必要である。

理由3 第1号様式（交互着色等）の不適切運用

（1）規程第2条は「投票用紙は第1号様式による」と明文で定める。

（2）同様式の交互着色は、氏名欄と記号欄の視認性確保・ずれ防止という本質的な安全措置である。

（3）本件ではこの措置が反映されておらず、候補者名と記号欄の誤認を招き得る体裁だった。これは投票者の意思の正確反映を損なう瑕疵であり、実際、本件は得票差<無効票数の激戦であって選挙の効力に直結し得る。

第3 口頭意見陳述の要旨

概ね申出書の内容のとおり陳述であったが、新たな主張と捉えられる内容は概ね次のとおりであった。

（1）申出人の情報公開請求により松田町選挙管理委員会が開示した投票用紙の見本は松田町記号式投票に関する規程（昭和48年松田町選挙管理委員会告示第8号。以下「規程」という。）通りの様式であったが、実際に投票で使用された投票用紙は規程通りのものではなかった、と主張した。

（2）「規程通りの投票用紙ではなかった」と申出人に証言する者が120人以上いる、と主張したが、投票用紙の右側の部分には何が書いてあったか記憶が定かではないと、証言者が言っていると説明した。

(3) 規程通りの投票用紙であれば横長だが、実際に投票で使用した投票用紙は縦長であった、と主張した。

(4) 投票済みの投票用紙の開示と閲覧を要求した。

第4 本件異議の申出の根拠法令の誤り

申出人は、申出書において、本件異議の申出の根拠法令として、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条及び同法第206条を挙げているが、法第206条は「地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て」に関する規定であるため、誤りであることを指摘しておく。

また、申出人は、口頭意見陳述において、記号式投票用紙に印刷する候補者氏名の掲載順序を決めるくじへの立会いに関する根拠法令について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）第49条の4第4項及び同条第5項を挙げているが、両規定とも同条第2項に規定されるくじ（法第86条の4第5項から第7項までに規定する事由が生じた場合（告示があった日に届出のあった候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたとき）のくじ）に関する規定であり、本件異議の申出で主張しているくじは、同条第1項に規定されるくじであるため、誤りであることを指摘しておく。

決定の理由

当委員会は、申出人から令和7年9月16日付けで提出された申出書を、形式的な要件を備えた法第202条第1項の規定による異議の申出として、同日付けで受理した。ただし、申出書の「5. 証拠方法」に列挙される書類について「申立人に資料提供されしだい、補充いたします。」と記載されていることについては、その後の提出はなく、追加で受理していない。なお、「資料提供され」の部分については、異議申出の制度ではなく、情報公開制度の手続きになる旨を説明・案内した。この「資料提供され」に列挙される書類等については、当委員会の文書であるため、当然、本件異議の申出において検証対象としている。

また、申出人から口頭意見陳述申立書の提出があり、令和7年10月3日に申出人に口頭陳述（陳述内容が記載された陳述書の提出があったため、同日付けで収受した。）を実施するなど、慎重に審理を行った結果、次のとおり判断した。

第1 当委員会の判断

(1) 記号式投票における印の利用の適法性について

申出人は、「本件異議申出の要旨」「第1 本件異議の申出の趣旨」「理由1」でスタンプによる○の記載に解釈上の争いがある、と主張しているが、その争いの存在について口頭意見陳述で質問したところ、争訟事件名などの具体的な回答はなく、当委員会においても、申出人が主張する解釈上の争いについて認知できていない。

また、申出人は、記号式投票におけるスタンプ（以下「印」という。）を押す方法について次のようなリスクがあると主張している。

- 1 押印の位置・癖等から投票者が特定されるおそれ
- 2 枠外・かすれ等の判定が困難
- 3 補助の名目で押印位置を事実上誘導し得る運用リスク

「1」については、他の者から投票の内容が見えづらい構造となっている所定の記載台で投票用紙に印を押すため、投票者が特定されないよう対策がとられている。

「2」については、本件選挙のために購入した速乾性の記号式投票専用の印を使用しており、また、印のキャップが外れていないかの確認を定期的に行うよう投票事務従事者に指示し、かすれが出た場合に備えて予備の印も各投票所に用意していた。また、枠外やかすれ等があった場合については、開票時において、当委員会作成の松田町長選挙投票効力判定基準を基本にし、個々具体的に厳密な審査をしており、対策をとっている。さらに開票の際には、投票用紙分類機にかけたのち、全票を開票事務従事者が再点検し、かつ、選挙立会人が全票を確認していることから、開票作業に誤りがあったとは考えにくい。

「3」については、代理投票制度を除き、投票の際に投票事務従事者が投票者の補助をすることはない。また、投票事務従事者には、疑われる行動をしないよう事務従事者説明会で厳に指導しており、かつ、投票管理者及び投票立会人がいる中でそのような誘導はできない。

これらのことから、1、2及び3のいずれについても、申出人の主張には根拠がなく、申出人の主観といわざるをえない。なお、記号式投票における印を押す方法については、「他事記載を防げる、署名方式よりも曖昧な投票が少なくなる、字を書きにくい人も投票できる、書き間違いを防げる」などのメリットも確実に存在する。

印による○の記載については、政令第49条の3に「記号式投票による選挙における投票の記載方法」の一つとして「○の記号を表す印を押す方法」と明確に規定されている。当委員会では、法第46条の2第1項、政令第49条の3及び松田町記号式投票に関する条例（昭和48年松田町条例第14号）に則り、松田町長選挙を記号式投票としており、規程第5条の規定により印方式での投票としている。

したがって、松田町長選挙において記号式投票を印方式にすることについての違法性はなく法令等に則った適法な投票の方法であり、申出人の主張には何ら理由を認められない。

（2）記号式投票用紙に印刷する候補者氏名の掲載順序を決める方法の透明性について

申出人は、「本件異議申出の要旨」「第1 本件異議の申出の趣旨」「理由2」で投票用紙への候補者名の記載順序を決める手続がされたため透明性が欠如している、と主張しているが、非公開で実施したという事実はない。

当委員会の会議は、原則公開で開催されており、記号式投票用紙に印刷する候補者氏名の掲載順序を決めるくじを実施した会議においても、本件選挙の告示日においてくじを行う日時及び場所を告示の上、公開で開催した。なお、記号式投票用紙に印刷する候補者氏名の掲載順序を決めるくじについては、法第175条第8項に当該選挙の告示があった日において立候補の届出をすべき時間が経過した後に行う、とされている法定事項であり、当委員会では松田町条例等の公布に関する条例（昭和30年松田町条例第2号）に規定される掲示場に告示することで周知を図っている。

したがって、申出人が立候補者として傍聴に来なっただけであり、申出人の主張には何ら理由を認められない。

（3）本件選挙における記号式投票用紙の規程様式の使用について

申出人は、「本件異議申出の要旨」「第1 本件異議の申出の趣旨」「理由3」で交互着色がされておらず、様式不備を主張しているが、このような事実はない。

当委員会は、本件選挙における記号式投票用紙は規程第2条で定められた様式を使用している。すなわち、各列を交互着色して印刷したものを本件選挙期日の投票用紙として使用した。

また、申出人は、口頭意見陳述において、申出人の情報公開請求により当委員会が開示した投票用紙は規程第2条で定められた様式であったが、実際に選挙期日で使用され

た投票用紙は別のものであった、という趣旨の主張を行ったが、このような事実もない。

これらの主張は、人間の記憶という曖昧なものにのみ頼っている。

したがって、これらの主張は何を根拠に主張しているのか不明であり、申出人の主張には何ら理由を認められない。

(4) 投票済み投票用紙の開示について

申出人は、口頭意見陳述において、投票済みの投票用紙の開示と閲覧を要求したが、次のとおりの理由により投票済み投票用紙の開示は行わない。

ア 政令第76条第1項により点検済みの投票は封印をすることとなっていること。

イ 他事記載を除いた記号式投票の投票用紙の開示の義務付けを求めた判例において「投票を公にしても投票人が特定される可能性は一切ないことが明らかであるとまで断ずることについては、その根拠に疑問を差し挟む余地が残る」（平成25年（行ウ）第501号東京地方裁判所行政処分取消等請求事件）とされていること。

ウ 情報公開請求等により、容易に個々の投票用紙が公開されれば、憲法第15条第4項などで保障された「投票の秘密」が侵害され、選挙人が他からの干渉を受けずに自由な意思で投票することや、選挙が公正に行われることなどの選挙の前提条件が根底から覆され、選挙制度や選挙管理委員会に対し、選挙人の信頼を著しく失墜させ、今後の選挙の執行にも大きな影響を及ぼすこととなること。

エ 本件選挙における記号式投票用紙は規程第2条で定められた様式が使用されたことが事実であること。

第2 結論

以上のとおり、本件異議の申出には何ら理由を認められないため、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年10月7日

松田町選挙管理委員会

委員長 沼田 芳宏

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。